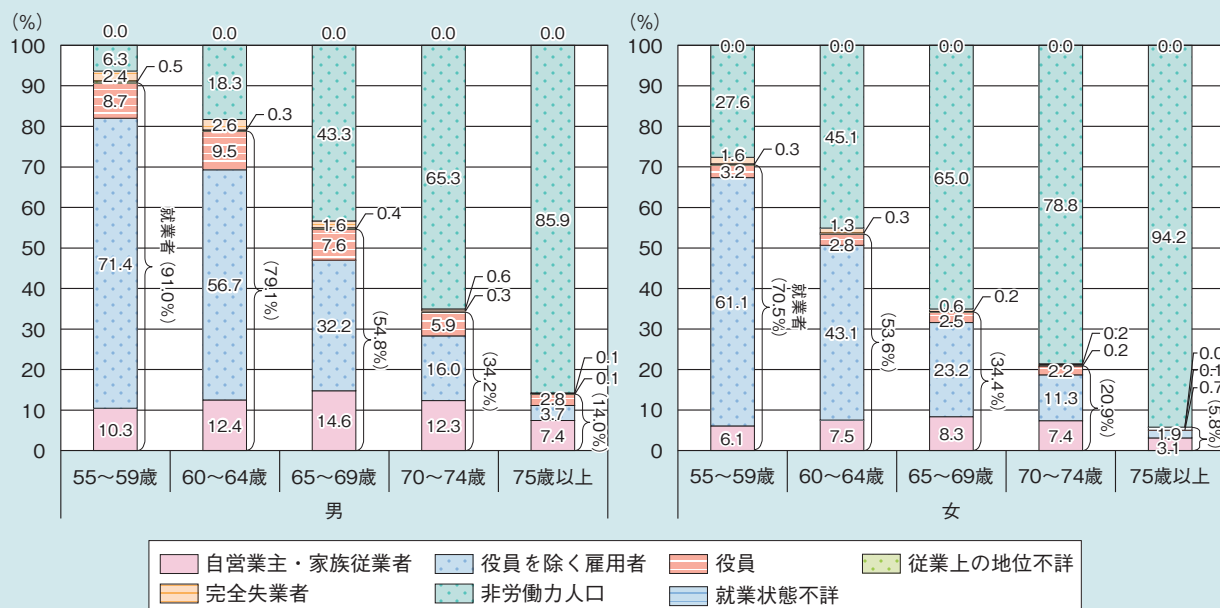


図1-2-1-15

55歳以上の者の就業状態

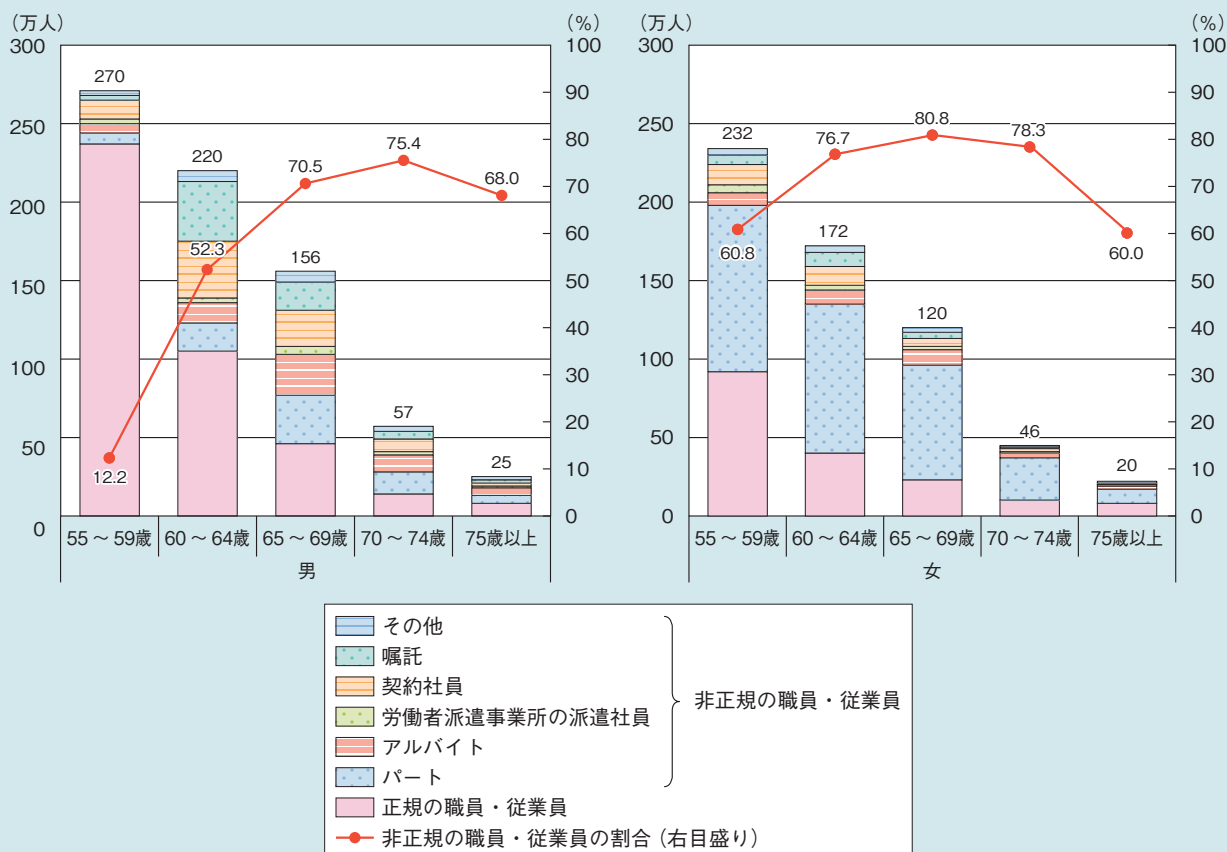


資料：総務省「労働力調査」(平成29年)

(注) 四捨五入の関係で、足し合わせても100%にならない場合がある

図1-2-1-16

性年齢別雇用形態別雇用者数及び非正規雇用者率（役員を除く）



資料：総務省「労働力調査」(平成29年)

エ 「働けるうちはいつまでも」働きたい60歳以上の者が約4割

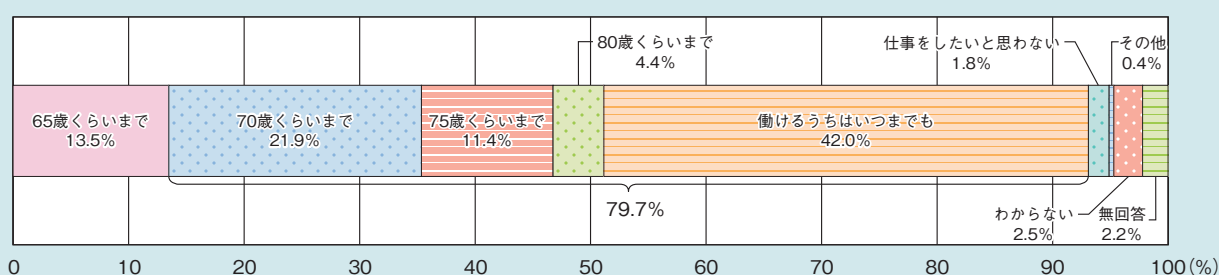
現在仕事をしている60歳以上の者の約4割が「働けるうちはいつまでも」働きたいと回答。70歳くらいまでもしくはそれ以上との回答と合計すれば、約8割が高齢期にも高い就業意欲を持っている様子がうかがえる（図1-2-1-17）。

オ 希望者全員が65歳以上まで働ける企業は7割以上

従業員31人以上の企業約16万社のうち、高齢者雇用確保措置⁵の実施済企業の割合は99.7%（155,638社）となっている。また、希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は75.6%（118,081社）となっている（図1-2-1-18）。

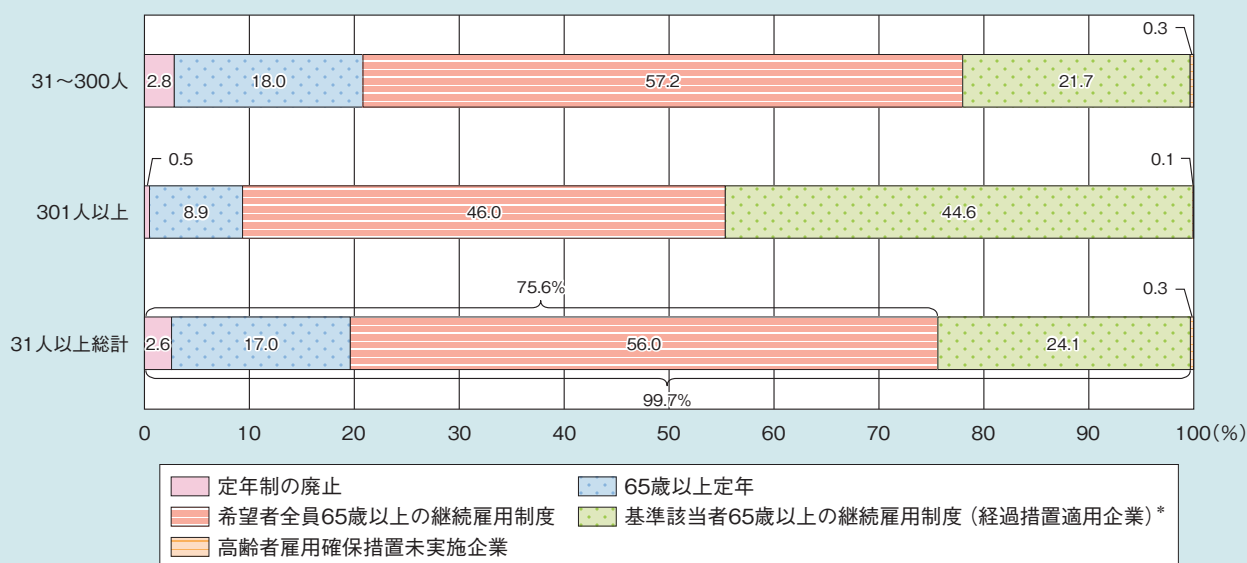
（注5）「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」では65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」、「定年の引き上げ」、「継続雇用制度

図1-2-1-17 あなたは、何歳頃まで収入を伴う仕事をしたいですか



資料：内閣府「高齢者の日常生活に関する意識調査」（平成26年）
（注）調査対象は、全国60歳以上の男女。現在仕事をしている者のみの再集計。

図1-2-1-18 雇用確保措置の実施状況の内訳（企業規模別）



資料：厚生労働省「高齢者の雇用状況」（平成29年）より内閣府作成
（注）「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第78号）」に規定する経過措置に基づく継続雇用制度の対象者に係る基準を導入している企業。平成25年（2013）年3月31日までに労使協定により継続雇用制度の対象者に係る基準を定めていた事業主は、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の者に対して、当該基準を適用することができる。

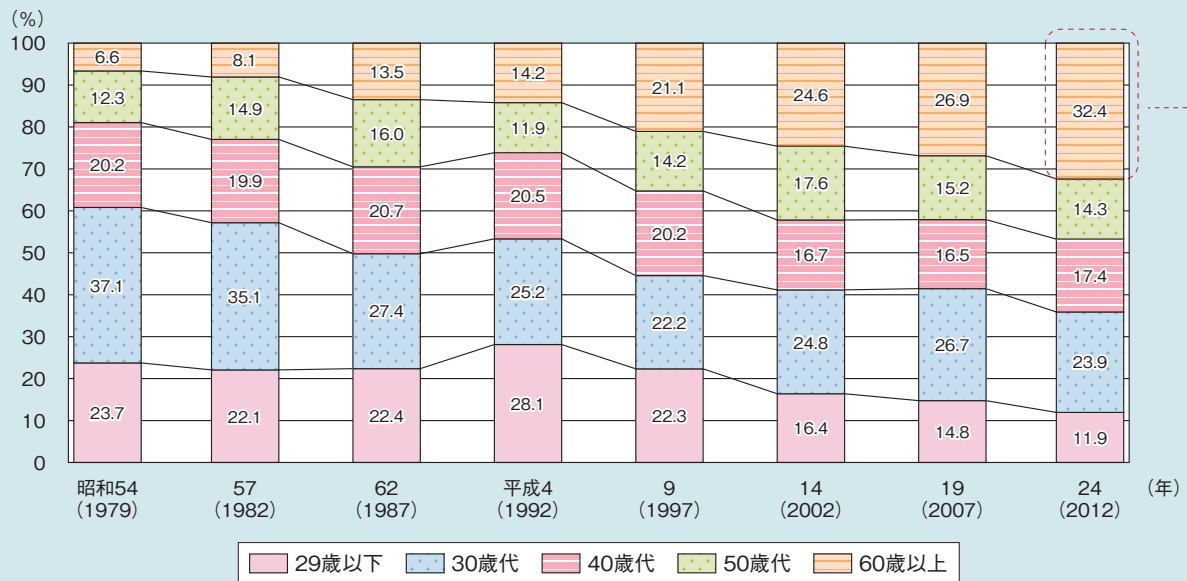
の導入」のいずれかの措置を講じるよう義務付けている。

カ 60歳以上の起業家の割合は上昇

起業家の年齢別構成の推移をみると、60歳

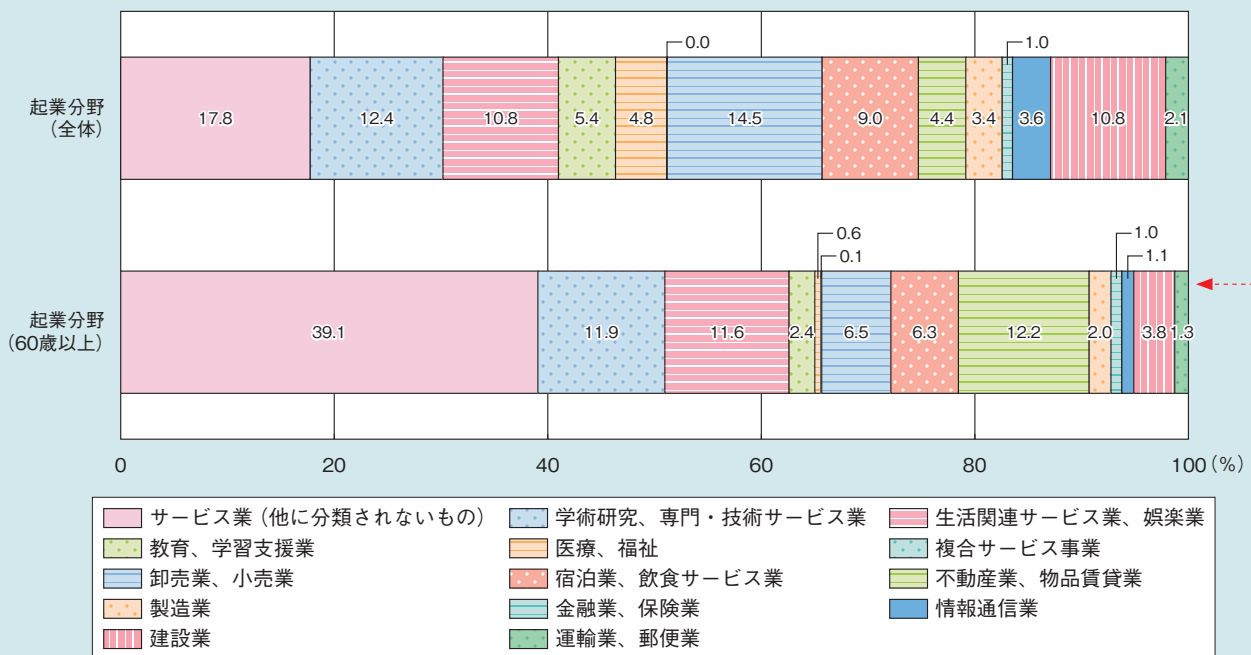
以上が昭和54（1979）年に6.6%であったが、平成24（2012）年は32.4%に上昇した。また、産業別にみると、60歳以上はサービス業（他に分類されないもの）が39.1%と最も多い（図1-2-1-19）。

図1-2-1-19 起業家の年齢別構成の推移



資料：経済産業省「中小企業白書2014」より引用（中小企業白書2014のデータは総務省「就業構造基本調査」に基づく）。

（注）ここでいう「起業家」とは、過去1年間に職を変えた又は新たに職についた者のうち、現在は自営業主（内職者を除く）となっている者をいう。



資料：経済産業省「中小企業白書2014」より引用（中小企業白書2014のデータは総務省「就業構造基本調査」に基づく）。

（注）起業分野とは、過去1年間に職を変えた又は新たに職についた者のうち、現在は自営業主（内職者を除く）となっている者が就業している産業分野をいう。